

研究拠点の自己点検・評価制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、研究戦略会議規程第6条第6号に定める「本大学として構築する研究拠点」の自己点検・評価制度について必要な事項を定める。

(事前の評価指標の設定)

第2条 研究プログラム等対応全学検討会議（以下「検討会議」という。）設置要綱第2条第1号により選定された研究拠点の代表者（以下「代表者」という。）は、その研究拠点が申請する競争的研究資金等（以下「競争的研究資金等」という。）の研究期間の開始日までに、競争的研究資金等の実施要領等（以下「実施要領等」という。）に適した評価指標を設定し、研究戦略会議議長に提出するものとする。

2 研究戦略会議は、前項の規定により提出された評価指標について、検討会議設置要綱第2条第3号に定める助言に基づき修正を代表者に求めることができる。

(自己評価による効果の検証)

第3条 代表者は、実施要領等に基づき、適切な時期に自己評価による効果の検証を行い、その結果を研究戦略会議議長に提出するものとする。

2 研究戦略会議は、前項の規定により提出された結果について、検討会議設置要綱第2条第3号に定める助言に基づき、次の研究計画への反映等に活かすよう代表者に伝えるとともに、研究拠点の自己点検・評価制度の改善に役立てるものとする。

(事務所管)

第4条 研究拠点の自己点検・評価制度に関する事務は、学事部研究助成課と研究支援室が共同で所管する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2016年7月25日から施行する。

【 本要綱案の骨子 】

- (1) 事前に「評価指標」を設定し、適切な時期に「自己評価による効果の検証」を行う。
- (2) 「評価指標」の設定や「自己評価による効果の検証」の結果をそれぞれ研究戦略会議に報告する。
- (3) 報告を受けた研究戦略会議は、「研究プログラム等対応全学検討会議」に助言を求める。
- (4) 得られた助言について、
 - ・ 事前の「評価指標」設定については、代表者に修正を求めることができる、
 - ・ 「自己評価による効果の検証」の結果については、代表者に次の研究計画への反映等に活かすように伝えるものとする。また、「自己評価による効果の検証」の結果は、この自己点検・評価制度の改善に役立てるものとする。